

令和 4 年 6 月 8 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18H00801

研究課題名(和文) 誤判原因のシステム論的分析と誤判対策

研究課題名(英文) Preventing innocents from being convicted: From the view of Social Systems Science

研究代表者

青木 孝之 (AOKI, Takayuki)

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：40381199

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 5,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、刑事裁判の中でも、特に公判審理の運用の状況を分析し、誤判を防ぐために必要な制度について提案を行うことを目的とするものである。中国、アメリカの刑事司法制度と比較しつつ、日本の刑事公判が現在抱える課題を抽出した。その上で、いくつかの実践と提案を行った。実践例としては、乳児揺さぶられ症候群(SBS)で誤判が疑われる事例を検討し、それに対して海外の知見を紹介した。また、市民が参加する刑事公判について、中国の刑事訴訟法研究者とともにシンポジウムを実施し、日本と中国それぞれの制度について、改善のための提案を行った。一般向けに、「裁判員裁判の現在—その成果と課題」と題する公開講座を実施した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

裁判員裁判を導入してから10年余りの間の変化、課題について、(1)公判中心主義、(2)事実認定、(3)量刑、(4)刑事弁護の観点から分析し、裁判員制度導入前の刑事司法制度の運用状況と比べて評価できる点と改善を要する点を明らかにした。また、いわゆるSBS(乳児揺さぶられ症候群)事件を対象にした分析と対応の実践に取り組んだほか、被告人の逃亡防止のための英国および米国の電子監視措置、弁護人の接見における電子機器利用、新型コロナウイルス感染症の流行に対する日米両国の裁判所の対応を分析した。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to analyze the operation of criminal trials, and to make suggestions regarding the systems necessary to prevent miscarriages of justice. While comparing with the criminal justice systems in China and the U.S., we identified the issues currently faced by criminal trials in Japan. We then made several practices and proposals. As an example of practices, we examined a case of suspected miscarriage of justice in the case of shaken baby syndrome (SBS) and introduced foreign studies in response. In addition, a symposium was held with Chinese scholars on criminal trials in which citizens participate, and suggestions for improvement were made regarding the lay-judge systems in Japan and China. For the public, a public lecture titled "The Saiban-in Trial: Current Status, Achievements, and Problems" was held.

研究分野：刑事法

キーワード：裁判員裁判 公判中心主義 誤判対策 刑事公判

## 1. 研究開始当初の背景

誤判原因については、主として警察・検察・弁護士・裁判所という法律専門家集団内の事実認定に関する病理現象として分析されてきた。光藤景皎編『事実誤認と救済』(成文堂、1997年)や日本弁護士連合会編『誤判原因に迫る』(日本評論社、2009年)は、そのような視点が濃厚な先行研究である。しかし、刑事裁判における誤判は、事実認定や取調べにおける自白の採取のような証拠の形成過程における、実務家の問題行為のみから生じるわけではない。

むしろ、刑事司法システムの運営の帰結として生じる生理現象として捉える視点と、個々の誤判事件において固有に生じている病理現象に着目する視点の双方に目を配り、誤判原因を分析すべきである。とりわけ、前者の視点は、先行研究において十分に意識されていなかった可能性がある。大量に処理されている事件の定型的な運用そのものに、誤判の原因となる要素が含まれている可能性があるのではないか。公式統計等も含めて生理として刑事司法を分析するシステム思考(松尾浩也『刑事訴訟の理論』(有斐閣、2012年)参照)の視点や亀山継夫「刑事司法システムの再構築に向けて」松尾浩也先生古稀祝賀論文集下巻(有斐閣、1998年)所収の観点から、誤判原因を分析し、対策を検討する必要性があることが、本研究の背景にあった。

## 2. 研究の目的

本研究は、上記課題を明らかにするために、既にアメリカの大統領委員会報告書など大規模調査を繰り返し実施して刑事司法の生理を分析すると同時に、病理への対応としてイノセンス・プロジェクト(冤罪が疑われる事件について、科学的証拠を用いて雪冤に取り組む非営利活動)を発展させたアメリカ合衆国、誤判原因の生理として法治よりも人治に依拠した公権力の発動の態様に独自の特色を有し、他方でその病理に対してイノセンス・プロジェクトを実現しようとする中国、大規模な法改正を実施して生理そのものを変容させようとする一方で、同じくイノセンス・プロジェクトを実施する台湾を比較分析する。イノセンス・プロジェクトを素材とするのは、これらプロジェクトにおいては、活動の結果として誤判原因が経験的に蓄積されており、誤判原因をシステムの観点から分析するために有用だと考えられるからである。

この分析により、各国共通に観察される普遍的な誤判原因と、各国固有の制度の違いに起因する誤判原因が現れうる。その上で、日本の誤判原因のうち、大量現象として行なわれている生理レベルで根本的に問題がある誤判原因と、病理としてその事件固有に生じる誤判原因を分別し、誤判の発生を防ぐための制度改革の提案を行うことを目的とした。

## 3. 研究の方法

### (1)アメリカ・中国における刑事司法の運用実態の解明

刑事司法を構成する捜査・公判・証拠・上訴の各段階について、主として(a)ダイバージョン、(b)司法取引ないしそれに類する諸制度、(c)自白採取に関する手続、(d)いわゆる科学的証拠の収集後の諸手続を中心に据えて、アメリカ・中国で量的に事件がどのように処理され、個々の事件の処理のために人的・経済的・時間的コストがどの程度注がれているのかを把握する。同時に、各国が刑事司法制度に対して設定する優先課題と改革課題を把握する。

これらを通じて、刑事司法に係る諸機関が、各事件に対してどの程度のコストを注ぐことが可能なかを分析し、十分にコストをかけられない事件の有無や、逆にコストを多くかけるがゆえに組織が当該事件について方針変更しにくくなる場面の有無を把握し、潜在的な誤判原因を明らかにする。

### (2)アメリカ・中国におけるイノセンス・プロジェクトの運用実態の解明

誤判事件の発生という刑事司法の病理に対して、アメリカのイノセンス・プロジェクトがどのような実証的根拠に基づいて対応し、そこでどのような誤判原因を見出しているのかについて、アメリカのプロジェクト関係者からインタビューを実施し、把握する。これにより、刑事司法が抱える誤判事件特有の病理を抽出するとともに、イノセンス・プロジェクトが実践的にどのように誤判事件に対処しているのかについて、その組織的基盤と法律専門家との関係を中心に分析する。

### (3)日本の刑事司法における生理的・病理的な誤判原因の解明

上記分析を踏まえて、日本の刑事司法システムの運用実態に関する統計資料等と対比して、日本の刑事司法における事件処理状況の特色を抽出する。アメリカとの対比によりダイバージョンや司法取引等の影響が、中国との対比により政府・政党を通じた刑事司法制度の優先課題の設定の影響が、各々日本に対して示唆を与える。また、各国イノセンス・プロジェクトの対比を通じて、法曹と社会の人々との横断的な分析が提供する実証的知見の内容、組織および運営上の課題と限界を明らかにすることを目指した。

## 4. 研究成果

本研究が採択された後、新型コロナウイルス感染症の流行により、研究計画のうち、海外渡航を伴う部分(とりわけインタビュー調査の実施にかかる計画)について、いずれも中止すること

を余儀なくされた。そのため、上記の研究方法のうち、特に(1)(3)に注力することによって、本研究への新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にとどめるとともに、(1)についてはアメリカの新型コロナウイルス感染症流行下における刑事公判の運用実態について文献調査を行うこと追加して、研究を遂行した。

本研究を通じて、以下の通り具体的な研究成果を生み出した。

第1に、日本の刑事裁判の特色を相対化してとらえるために、中国の刑事訴訟法研究者との間の交流事業を遂行し、2022年3月に日本とシンポジウムを開催し、日本と中国の刑事裁判における誤判への対応策や公判中心主義の在り方、訴追の在り方について対比的に検討を行い、両国の抱える問題と対応策について相互理解を深めた。特に公判中心主義を主題として行ったシンポジウムの成果は書籍『刑事訴訟における公判中心主義 日本と中国』として刊行した。

第2に、裁判員裁判を導入してから10年余りの間にどのような変化が生じ、どのような課題があるかについて、(1)公判中心主義、(2)事実認定、(3)量刑、(4)刑事弁護の観点から分析を行い、公開講座としてその成果を還元する事業を実施した。この公開講座の内容も、捜査手続の改革動向や裁判員裁判の全体的な実施状況にかかる解説および資料などを加えた上で、一般向けの書籍『裁判員裁判の現在 その10年の成果と課題』として刊行した。

第3に、上記各成果とは別に、研究分担者が個別に本研究の成果を各論的に発表した。具体的には、(1)誤判問題とそれへの対応についての連載「冤罪を考える」を発表するとともに、いわゆるSBS(乳児揺さぶられ症候群)事件を対象にした分析と対応の実践に取り組んだ。(2)被告人の逃亡防止のための英国の電子監視措置、(3)弁護人の接見における電子機器利用、(4)新型コロナウイルス感染症の流行に対する日米両国の裁判所の対応などが発表された。

また、(5)弁護人による接見時の情報通信機器の使用をめぐる法的問題、(6)未決拘禁の審査手続、(7)犯人識別供述の信用性、(8)伝聞法則に関する諸論稿、(9)違法収集証拠排除法則に関する諸論稿、(10)司法と福祉の連携におけるアカウントビリティのあり方、(11)判決前調査制度を導入するに当たっての課題、(12)中国の憲法改正と監察法の制定などの諸論稿を公表することができた。また、刑事司法の全体像について、(13)精密司法と疑似当事者主義に関する論稿を公表した。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計24件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 後藤昭	4. 巻 91-12
2. 論文標題 中間総括・刑事司法改革(7)身体拘束	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 115-119
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤昭	4. 巻 91-9
2. 論文標題 中間総括・刑事司法改革(4)捜査の法的規制	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 135-140
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 葛野尋之	4. 巻 99
2. 論文標題 弁護士が受刑者に宛てて発した信書の検査 (意見書要約版)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 67-72
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 葛野尋之	4. 巻 18-3
2. 論文標題 訴訟代理人弁護士が受刑者に宛てて発した信書の検査をめぐる法的問題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 67-106
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15057/30905	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 葛野 尋之	4. 巻 91-12
2. 論文標題 少年法適用年齢引下げ提案批判	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 79-83
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本庄 武	4. 巻 91-12
2. 論文標題 刑事司法からみた「若年者に対する新たな処分」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 84-88
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉 香奈	4. 巻 91-5
2. 論文標題 死刑事件と適正手続：アメリカにおける議論の現状	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 129-134
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉 香奈	4. 巻 60(1/2/3/4)
2. 論文標題 乳幼児揺さぶられ症候群 (SBS) 事件とえん罪：大阪高裁2019年 (令和元年) 10月25日判決を素材に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 甲南法学	6. 最初と最後の頁 217-241
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緑大輔	4. 巻 98
2. 論文標題 勾留における「罪証隠滅を疑うに足りる相当な理由」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 26-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緑大輔	4. 巻 91-9
2. 論文標題 刑事訴訟法学と実務 刑事訴訟法学の「守備範囲」をめぐる	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 50-55
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緑大輔	4. 巻 29
2. 論文標題 捜査法における明文規定の必要性とその規律の密度	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 犯罪と刑罰	6. 最初と最後の頁 25-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 葛野尋之	4. 巻 17-3
2. 論文標題 弁護人による接見時の情報通信機器の使用をめぐる法的問題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 279-319
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15057/29722	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 葛野 尋之	4. 巻 22
2. 論文標題 日本的刑事司法改革	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 訴訟法学研究	6. 最初と最後の頁 1-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 王雲海	4. 巻 17-2
2. 論文標題 中国の憲法改正と監察法の制定：「法治国家」への前進になるか	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 517-529
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15057/29590	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 笹倉 香奈	4. 巻 93
2. 論文標題 迅速な裁判の要請	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 125-131
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉 香奈	4. 巻 94
2. 論文標題 乳幼児揺さぶられ症候群とは	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 10-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉香奈	4. 巻 22
2. 論文標題 死刑確定者たる再審請求人と再審請求弁護人との書類等の授受	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 199-202
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緑大輔	4. 巻 97
2. 論文標題 違法収集証拠排除法則と捜査機関の後行行為	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 45-51
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緑大輔	4. 巻 2362
2. 論文標題 判決後に陪審員が偏見に基づく発言を評議において行っていたことを理由に陪審裁判を受ける権利の侵害を認めうとした事例 Pena-Rodriguez v. Colorado, 137 S.Ct 855 (2017)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 14-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木孝之	4. 巻 17-3
2. 論文標題 犯人識別供述の信用性	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 249-278
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15057/29723	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 後藤昭	4. 巻 90-12
2. 論文標題 裁判員制度がもたらしたもの	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 112-117
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤昭	4. 巻 56
2. 論文標題 精密司法と疑似当事者主義 (特集・松尾刑事訴訟法学の軌跡)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 28-32
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤昭	4. 巻 63-5
2. 論文標題 伝聞証拠禁止原則の意味	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 109-116
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤昭	4. 巻 64-3
2. 論文標題 供述の証明力を争うための証拠	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 107-115
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計10件

1. 著者名 武内謙治、本庄武	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 296
3. 書名 刑事政策学	
1. 著者名 酒井安行・中野正剛・山口直也・山下幸夫（編）本庄武、後藤昭ほか（著）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 552
3. 書名 国境を超える市民社会と刑事人権 新倉修先生古稀祝賀論文集	
1. 著者名 小畑郁、江島晶子、北村泰三、建石真公子、戸波江二編、葛野尋之ほか	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 572
3. 書名 ヨーロッパ人権裁判所の判例II	
1. 著者名 後藤昭、白取祐司編、笹倉香奈、緑大輔ほか	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 1296
3. 書名 新・コンメンタール刑事訴訟法（第3版）	

1. 著者名 刑事立法研究会編、土井正和ほか責任編集、本庄武ほか	4. 発行年 2018年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 516
3. 書名 「司法と福祉の連携」の展開と課題	

1. 著者名 守屋克彦編、青木孝之ほか	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 200
3. 書名 刑事訴訟法における学説と実務	

1. 著者名 後藤昭	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 208
3. 書名 伝聞法則に強くなる	

1. 著者名 一橋大学刑事法部門、葛野尋之、緑大輔、青木孝之、本庄武、費田健二郎、王雲海	4. 発行年 2021年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 160
3. 書名 裁判員裁判の現在	

1. 著者名 葛野 尋之、王 雲海編著、後藤昭、緑大輔、本庄武、青木孝之ほか	4. 発行年 2022年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 246
3. 書名 刑事訴訟における公判中心主義	

1. 著者名 後藤昭編集代表、安部祥太、角田雄彦、笹倉香奈、緑 大輔編、葛野博之、本庄武ほか	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 432
3. 書名 裁判員時代の刑事証拠法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

SBS Review Project Japan <a href="https://shakenbaby-review.com/index.html">https://shakenbaby-review.com/index.html</a>
---

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	後藤 昭  (GOTO Akira)  (00143256)	一橋大学・その他部局等・名誉教授   (12613)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	笹倉 香奈  (SASAKURA Kana)  (00516982)	甲南大学・法学部・教授    (34506)	
研究分担者	王 雲海  (Wang Yunhai)  (30240568)	一橋大学・大学院法学研究科・教授    (12613)	
研究分担者	緑 大輔  (MIDORI Daisuke)  (50389053)	一橋大学・大学院法学研究科・教授    (12613)	
研究分担者	本庄 武  (HONJO Takeshi)  (60345444)	一橋大学・大学院法学研究科・教授    (12613)	
研究分担者	葛野 尋之  (KUZUNO Horoyuki)  (90221928)	一橋大学・大学院法学研究科・教授    (12613)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関